

令和 年 月 日

リンクキャピタル株式会社 御中

住 所
商 号
代表者



秘密保持に関する誓約書

当社は、その希望する条件に合致した企業の買収・合併又は事業譲受等の企業提携の対象となる企業の探索並びに候補企業との企業提携の斡旋・仲介の目的（以下、「開示目的」といいます。）のために、貴社が当社に開示する秘密情報の保持に関し、貴社に対し以下の事項を確約し、後日の証として本書を差入れます。

（秘密情報）

第1条 本書において「秘密情報」とは、貴社が当社に秘密である旨を明示又は告知して開示する技術情報、営業情報、及びその他一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を意味するものとします。但し、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- （1）第三者に対する開示について事前に書面による貴社の承諾を得た事項
- （2）開示を受けた時、既に公知の情報
- （3）開示を受けた後、当社の責めによらず公知となった情報
- （4）開示を受けた時、既に当社が適法に占有していた情報
- （5）本書差入れ後、秘密保持義務を負うことなく第三者から入手した情報

（秘密保持）

第2条 当社は、秘密情報が貴社の重要な営業上の秘密であり、万が一秘密情報が漏洩した場合には、貴社に回復不可能な損害が発生することを認識します。

2. 当社は、秘密情報について厳にその秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
3. 当社は、秘密情報を事前に貴社の書面による承認を得ることなく、本目的のために知る必要のある当社の役員、従業員、弁護士、会計士その他法律上秘密保持義務を負う専門家（以下、「情報受領者」といいます。）以外の第三者に開示・漏洩・公表いたしません。また、当社は情報受領者に、本書と同等の秘密保持義務を課すものとします。
4. 当社は、秘密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理するものとします。
5. 秘密情報に関する複製物及び二次的資料についても同様とします。

（利用目的）

第3条 当社は、秘密情報が、開示目的のためにのみ開示されていることを認識します。

2. 当社は、秘密情報を開示目的のためにのみ使用し、その他如何なる目的のためにも使用しないものとします。

（秘密情報の返還及び廃棄）

第4条 当社は、貴社が要求した場合、直ちに秘密情報が記録された全ての媒体を貴社に返還するものとします。

2. 当社は、貴社からの要求があれば、前項の返還に代えて、当社の責任において秘密情報等を廃棄するものとします。
3. 当社のコンピューターのハードディスク等に記録されている秘密情報等、当社が貴社に引き

渡すことが困難な情報や、当社やその従業員が業務遂行に際して作成した秘密情報を含むメモ・ノート・手控えなどについては、貴社の承諾を得てかかる情報を廃棄することにより、1項の引渡しに代えることができるものとします。

(外部委託)

第5条 当社は、貴社から書面による許諾を得た場合以外には、いかなる理由のためであっても、開示目的の履行を第三者に委託しないものとします。

2. 当社は前項による貴社の書面による許諾を得た場合であっても、本書の義務を負うものとします。又、当社は、書面により委託先に少なくとも本書に規定するものと同等の義務を負わせるものとします。

(事故報告)

第6条 当社、又は当社が情報開示した者が秘密情報を漏洩し、又は開示目的を超え、若しくは開示目的と異なる目的で秘密情報を加工、利用、複写、複製等をした場合（以下、「漏洩等」といいます。）には、直ちにその旨を貴社に報告するものとします。

2. 漏洩等の場合、当社は貴社が合理的理由に基づき要求するすべての事項について直ちに調査を行い、貴社に報告するものとします。また、貴社の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的以外での使用を停止する措置を講じます。

(損害賠償)

第7条 当社又は当社が情報開示した者が本書に違反したときは、貴社が当社に当該違反行為の差止めを求めることを異議なく承諾します。

2. 当社は、当社又は当社が情報開示した者が本書に違反して貴社に損害を与えた場合には、貴社に対して直ちに貴社の被った一切の損害（弁護士費用等も含む）を賠償します。

(表明責任排除)

第8条 秘密情報の開示にあたり、当社は、貴社又は貴社の役員、従業員、弁護士、公認会計士等が、秘密情報の正確性、完全性について何ら表明又は保証しているものではなく、また、当社による秘密情報の利用に関し、何ら責任を負うものではないことを了解するものとします。

(利害関係人との接触の禁止)

第9条 当社は、後記記載の物件の売買が完了するまでは、貴社の書面による許諾がない限り、当該物件の占有者、賃借人、担保権者、仮登記権者その他当該物件と利害関係のある第三者と理由のいかんを問わず、接触しないものとします。

(有効期間)

第10条 本書の有効期間は、差入日より1年間とします。

2. 有効期間満了前に、開示目的が達成した場合、若しくは不達成が決定した場合は、これらが決定した日をもって有効期間は終了するものとします。

3. 有効期間終了後も、第2条（秘密保持）、第6条（事故報告）、第7条（損害賠償）、第11条（準拠法・裁判管轄）に関する条項は引き続き有効とします。

(準拠法・裁判管轄)

第11条 本書は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとします。又、本書に関し訴訟の必要が生じた時には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第12条 本書に定めのない事項を及び本書の解釈に疑義が生じた場合については、当社は貴社との協議の上、円満に解決を図るものとします。

以上